

# 飯豊町介護老人保健施設「美の里」給食業務委託（長期継続契約） 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

飯豊町介護老人保健施設 美の里（以下「施設」という。）の給食業務を委託するに当たり、介護保険施設における食事を提供することから、衛生管理はもちろんのこと、利用者の身体状況や病状により、咀嚼・嚥下機能などに応じたきめ細やかな食事の提供が求められる。

これらを踏まえ、本業務の実施に当たっては、単なる価格のみで判断するのではなく、安全安心の確保や高い専門性、事業目的に合致した企画力など質の高い給食が求められており、総合的な見地から評価し、給食の品質や安全衛生管理、調理業務等の総合的な企画提案や食を提供する技術力及び事業の確実性等を有する事業者（以下「優先交渉権者」という）を公正かつ公平に選定するに当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 飯豊町介護老人保健施設「美の里」給食業務委託（長期継続契約）
- (2) 委託期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間の長期継続契約とする。  
なお、当該年度の契約は、町議会予算議決後に効力を発するものとする。
- (3) 業務内容  
飯豊町介護老人保健施設「美の里」給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 契約金額  
業務委託に係る費用は、契約期間（3か年分）の委託料総額とする。  
委託料の上限額は、43,200,000円（消費税及び地方消費税別）とする。  
なお、食材費については委託料に含まず、実費精算方式（所定の食材単価×給食提供実績）とし、詳細は仕様書に定めるものとする。

## 3 参加資格要件

- (1) 法人格を有しており、実施要領や仕様書等に示す業務内容を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- (2) 介護保険施設の給食業務に関する法令の規定に基づく許可、登録、免許を取得していること。
- (3) 介護保険施設及び社会福祉施設の給食調理業務の受託実績が継続して3年以上あること。
- (4) 公募日から遡って3年以内に給食調理業務委託契約を受託者の都合により途中で解約していないこと。
- (5) 令和7・8年度一般競争（指名競争）飯豊町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 万が一の事故による法律上の損害賠償責任を履行するため、総合賠償責任保険に加入していること。
- (8) 業務の履行が継続できなくなった場合に備え、当該業務の履行可能な事業者をあらかじめ定められること。
- (9) 法人又はその代表者が、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

#### 4 スケジュール(予定)

手 続 等	期 限 等
募集要領公告、質疑受付開始	令和8年2月26日(木)～3月4日(水)
参加申請書提出受付	令和8年2月26日(木)～3月6日(金)
質問書回答	令和8年3月5日(木)
参加資格決定通知	令和8年3月9日(月)
企画提案書受付	令和8年3月9日(月)～3月13日(金)
企画提案書に関するヒアリング、審査	令和8年3月17日(火)
審査結果通知及び結果の公表	令和8年3月18日(水)
見積り合わせ	令和8年3月24日(火)
契約締結・業務開始	令和8年4月1日(水)

#### 5 プロポーザル参加申請手続について

##### (1) 提出書類

本選定に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。  
なお、提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

ア プロポーザル参加申請書【様式第1号】

イ 誓約書【様式第2号】

ウ 介護施設給食業務実績【任意様式】

エ 保険等の加入状況（予定責任者の保険証等の写し）

オ 直近2か年分財務諸表の写し

カ 直近3か月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

キ 会社概要のパンフレット【任意】

(2) 提出方法 持参又は郵送による。

(3) 提出期限 令和8年3月6日(金) 午後5時まで

(4) 提出先 〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3654 番 1

飯豊町介護老人保健施設「美の里」 事務室 電話番号 0238-86-2117

(5) 参加資格決定通知

参加資格決定通知は、文書（電子メール）により町から参加申請者に通知する。

通知予定日：令和8年3月9日(月)

(6) 参加を辞退する場合

参加資格を有することを認められた応募者が企画提案書の提出を辞退する場合は、企画提案書提出締切日の午後5時までに、辞退届【任意様式】をPDFデータにして(4)の提出先に電子メールで提出すること。

#### 6 施設見学会について（希望する事業者のみ）

(1) 実施日時 参加申請日から令和8年3月10日(火)までの指定した日時

(2) 実施場所 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3654 番 1

(3) 内 容 飯豊町介護老人保健施設「美の里」の見学や厨房設備の確認等とし、参加人数は各社2名までとし、時間を概（おおむ）ね30分程度とする。

(4) 申込み方法 現地見学会申込書【様式第3号】を提出すること。

(5) 提出方法 持参又は郵送による。

- (6) 提出期限 令和8年3月9日(月)午後5時まで
- (7) 提出先 上記5(4)に同じ。
- (8) 書類提出 当日、参加者の直近細菌検査結果(写)、説明会当日を含む5日間の体温・体調等の健康観察簿を提出すること。【任意様式】  
提出されない場合は見学を中止することがある。
- (9) 準備品 白衣・帽子・マスク・履物(2足/人)
- (10) その他 体調不良者は、施設内入場をお断りすることがある。  
設備及び部屋の撮影は可とするが、利用者及び職員を撮影しないこと。

## 7 質問の受付及び回答について

- (1) 申込み方法 質問書【様式第4号】を提出すること。
- (2) 提出方法 電子メールとする。  
Email: i-rouken@town.iide.yamagata.jp  
※電子メールの件名は「美の里 給食業務プロポーザル質問書 貴社名」を指定すること。それ以外の件名名称では受付・開封しない。
- (3) 提出期限 参加申請日から令和8年3月4日(水)午後5時まで
- (4) 回答方法 各社の提出方法により令和8年3月5日(木)午後5時まで回答する。
- (5) その他 質問書の提出は事業者1回までとする。  
質問に対する回答書の送付は質問者全員に対して電子メールで回答し、ホームページで公開する。

## 8 企画提案書の提出について

- (1) 申請方法 企画提案書【様式第5号】、見積書【様式第6号】をA4判とし、ダブルクリップで左綴(と)じ10部提出すること。
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。
- (3) 提出期限 令和8年3月13日(金)午後5時まで
- (4) 提出先 上記5(4)に同じ。

## 9 企画提案の審査及び優先交渉権者の選定

- (1) 選定方法  
提出された企画提案書の内容について、審査委員会において評価項目に基づき審査を行い、本業務遂行に当たり最も適している参加事業者を優先交渉権者として選定する。

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1社を、契約交渉順位第1位の候補者(以下「優先交渉権者」という。)として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者(以下「次点交渉権者」という。)として選定する。合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、「評価項目」の「介護施設における給食業務に対する考え方」の評価点が高い者を上位とする。

イ 各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

ウ 企画提案書の提出者が1事業者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

- (2) 評価項目  
「飯豊町介護老人保健施設給食業務委託業者選定審査委員会評価項目基準」に基づき、審査及び評価する。

主な評価項目及び配点は次のとおりとする。

	評価項目	配点
ア	会社概要について	10点
イ	業務実績について（類似施設の受託実績）	15点
ウ	介護施設における給食業務に対する考え方（施設の特性、献立等）	20点
エ	調理業務管理（衛生管理、食材管理等）	20点
オ	業務体制（人員配置、教育体制等）	20点
カ	事故対策等（安全衛生や危機管理・非常時における対応等）	20点
キ	見積額について（人件費等）	15点

(3) 審査会

企画提案書に基づくプレゼンテーション、審査委員よりヒアリング等を実施し、優先交渉権者を選定する。

- ア 開催期日 令和8年3月17日（火）予定。開始時刻は後日連絡する。
- イ 開催場所 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3654 番 1  
飯豊町介護老人保健施設「美の里」 ボランティア室
- ウ 審査時間 プレゼンテーション 30 分以内、ヒアリング 15 分程度の計 45 分とする。
- エ 説明者数 1 事業者 2 名までとする。
- オ その他  
プレゼンテーション用の機器として、スクリーンとプロジェクターを用意するが、その他の機器は説明者が準備するものとし、必要であれば適宜に持込みしてもよい。

(4) 選定結果

審査会においてプレゼンテーションを行なった事業者へ、令和8年3月18日（水）付けで結果通知書を送付する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けしない。

(5) 優先交渉権の特定

優先交渉権者が契約締結するまでの間にこの要領等における参加資格を失った場合や業務内容の見直し等により辞退した場合には、次点交渉権者が優先交渉権を得る。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、優先交渉権者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点交渉権者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し、次点交渉権者と契約を締結する。

- ア 提案見積価格が上記 2 (4) の上限額の範囲を超えた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 10 契約の締結

### (1) 契約

- ア 契約内容及び契約金額は、優先交渉権者と、提案書等をもとに協議した上で決定し、随意契約により契約を締結する。なお、随意契約については、指定する入札日に、見積書の提出を行うものとする。
- イ 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点交渉権者とされた者と交渉する可能性がある。

### (2) 事業の実施

契約後の事業の実施については、企画提案書に基づき町と協議の上行うものとする。

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加申請書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提案者が1社であっても企画提案書の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として決定する。
- (4) 参加申請書の提出がなかった場合又は企画提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。
- (6) 選定された優先交渉権者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて契約内容になるとは限らない。
- (7) 選定された優先交渉権者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。

## 12 事務局

所在地：〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3654 番 1  
担当窓口：介護老人保健施設「美の里」事務局  
電話番号：0238-86-2117(直通)